

地方独立行政法人宮城県立こども病院  
平成29年度の業務実績に関する評価結果

平成30年9月

宮 城 県

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	平成29年度業務実績全般の評価	2
2	診療事業及び福祉事業	2
3	成育支援事業・療育支援事業	2
4	予算、収支計画及び資金計画等	2
5	人事に関する計画	3
第3	項目別評価について	4
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業及び福祉事業	
①	質の高い医療・療育の提供	5
②	患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	5
③	患者が安心できる医療・療育の提供	6
(2)	成育支援事業・療育支援事業	7
(3)	臨床研究事業	7
(4)	教育研修事業	8
(5)	災害時等における活動	8
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	9
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	9
3	予算、収支計画及び資金計画	} . . . . . 10
4	短期借入金の限度額	
5	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
6	剰余金の使途	
7	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	11
(2)	職員の就労環境の整備	11
(3)	医療機器・施設整備に関する事項	11
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	13
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	15

## 第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）が設立された。また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

こども病院は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、設立団体の長である宮城県知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとにこども病院の業務実績について評価を行うことになっている。

平成29年度のこども病院の業務実績の評価は、宮城県知事が定めたこども病院が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、こども病院が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院平成29年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、こども病院から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

## 第2 全体評価について

### 1 平成29年度業務実績全般の評価

平成29年度業務実績については、全般において目標・計画を達成しており、安定した業務運営のための改善に取り組む努力が認められる。

近年、こども病院の医療レベル向上は目覚ましく、こども病院として「特色ある医療」を宮城県内のみではなく、東北地方の子どもたちに提供できる体制が整ってきている。

精神面での特段の配慮が求められる小児あるいは母子の患者に対して、ボランティアの活用など地域社会とのつながりを含めた、丁寧な支援が展開されており、地域連携も十分なされている。

### 2 診療事業及び福祉事業

多くの科において患者数の増加及び業務実績の増加が確認でき、意欲的かつ活発に診療が行われている。また、少子高齢化にも関わらず、NICU、総合診療科の新規入院数の増加など病院を挙げた努力が見られる。

しかし、2年続けてレベル3bのインシデントが発生していることから、インシデント間の共通項の発見やその予防策を徹底的に検証し、職員間で共有するなど、積極的な対応を期待したい。

### 3 成育支援事業・療育支援事業

院内合同会議や育成だよりの配布の他、ショートステイやレスパイトを積極的に受け入れるなど、病院と家庭・地域の連携に資する活動を展開している。

拓桃との統合では、両方の機能をそのまま生かすのみではなく、ショートステイやレスパイトの件数を大幅に増やした実績は評価できる。

### 4 予算、収支計画及び資金計画等

DPCの積極的導入、病床稼働率の向上などにより経常収支比率が目標値100%を超えたこと、また業務運営コストの節減や包括外部監査の結果を

利用した業務改善に取り組んでいることは評価できる。

今後も、欠損金の解消に努めるべく、経営改善に向けた取組を進めることを期待する。

## 5 人事に関する計画

医療職員の確保は地域全体の課題となっているなか、専門性の高いスタッフの確保と職員の就労環境の整備に努めており、病院機能が高いレベルで維持されていることは評価できる。

### 第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

#### 【判定基準】

判定基準	判定結果数
「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている。	0
「A」：中期計画・年度計画を上回っている。	12
「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している。	1
「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている。	0
「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。	0
合計	13

#### 【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	A
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	A
(2) 成育支援事業・療育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	A
(4) 教育研修事業	A
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	A
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途	B
7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	A
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する事項	A

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

① 質の高い医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

小児高度専門病院として、質の高い医療・療育の提供に努めたことを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- 抗がん剤や免疫抑制剤等のハイリスク薬について、適正使用に努めたこと、専門性の高いスタッフの確保に努めたこと、小児アレルギー疾患医療の十分な実施、栄養サポートチームの配置等、きめ細かな対応に努めている。
- 過去10年間の宮城県出生数の減少と反比例してNICU新規入院数が増加するなど、新生児を取り巻く環境が変化する中で、こども病院の役割はますます期待されている。

〈小児救急の充実〉

- 小児救急医療の受入れ件数が年々増加していることは評価する。

② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

インフォームド・コンセント<sup>1</sup>及びインフォームド・アセント<sup>2</sup>を適切に

<sup>1</sup> インフォームド・コンセント：診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法などを説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者などの場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

<sup>2</sup> インフォームド・アセント：小児患者の治療に際して、自己決定能力があるとはみなされない子どもに対して、その理解力に応じて病名や、治療、検査、処置などの内容を分かりやすく説明し、本人の了解を得ること。

実施し、患者・家族の視点に立った医療・療育の提供に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

#### 〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- 患者個々に対するアセント取得や、写真、絵、モデルを使ったプレパレーション<sup>3</sup>は大変重要なテーマであり評価する。
- 小児がん患者の入院は長期にわたることから、過酷な治療に耐えられるよう保育士、CLS<sup>4</sup>、CCS<sup>5</sup>、臨床心理士、MSW<sup>6</sup>が連携を図り、患者と家族を総合的に支援する体制を確立していることを評価する。

〈患者の価値観の尊重〉

- 患者及び家族からの意見・要望等について、「院長さん聞いて！」等の意見箱を設置し、投書への対応を行っている。また、意見・要望についてホームページからも送付できるようサービス向上に努めていること等が評価できる。

### ③患者が安心できる医療・療育の提供

#### 〔判定結果〕

A

#### 〔判定理由〕

委員会や研修会の実施を通して、医療安全対策や院内感染防止対策の充実を図るなど、患者が安心できる医療・療育の提供に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

---

<sup>3</sup> プレパレーション：治療や検査を受ける子どもに対し、認知発達に応じた方法で病氣、入院、手術検査その他の処置について説明を行い、子どもや親の対処能力を引き出すような環境および機会を与えること。

<sup>4</sup> CLS：チャイルド・ライフ・スペシャリスト（Child Life Specialist）の略。病氣や怪我で慣れない病院生活を送っている子どもに対し、その成長に合わせて病氣や治療の理解を促し、不安やストレスを和らげる支援を行う資格者のこと。

<sup>5</sup> CCS：子ども療養支援士（Child Care Staff）の略。子どもは年齢によって理解できる内容や不安の程度が異なるため、病氣を恐れたり混乱しないよう、子どもの成長・発達に合わせて、正しい情報を伝えるなどの支援を行う専門職（非国家資格）のこと。

<sup>6</sup> MSW：医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker）の略。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈医療安全対策の充実〉

- 研修会の開催等の安全対策については評価できる。
- 3 bクラスのインシデント件数が前年とほぼ同じである。原因分析，前年度に発生したインシデントとの内容比較等，今後の対策に期待したい。

(2) 成育支援事業・療育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

C L SやC C S，MSWなどの各種専門スタッフと関係機関との連携，協力により，患者と家族の心理的・社会的支援に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈望ましい療養・療育環境の提供〉

- C L S，C C S，MSW，認定遺伝カウンセラーによる相談対応件数が増えている点を評価する。
- 病院という非日常の環境において子どもやその家族が感じる不安やストレス，苦痛の緩和はとても重要な支援であり，さまざまなプログラムを提供していることは評価できる。

〈患者と家族の心理的・社会的支援〉

- 子どもへの病名告知や病状説明，発達障害をもつ患者・家族の障害への受容の支援，虐待やDVが発生した場合の家族関係支援委員会の開催などの支援に努めている。

(3) 臨床研究事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

倫理委員会において，新たな臨床研究の承認を得ることに努めたことな

どを評価し、Aと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

〈臨床研究の推進/治験の推進〉

- 臨床研究を行っていくためには倫理的に問題はないか，科学的及び医学的見地からの妥当性等について倫理委員会において十分な審査が求められている。そのために臨床研究推進室を設置したことは評価でき，今後の臨床研究，治験の推進に期待したい。

**(4)教育研修事業**

**〔判定結果〕**

A

**〔判定理由〕**

研修医及び専門研修医を積極的に受け入れ，質の高い医療従事者の養成に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

〈質の高い医療従事者の養成〉

- 英語論文投稿助成，研究費助成制度，図書室への図書館司書の採用等研究推進に向けての努力が認められる。今後の成果を期待したい。

〈地域医療に貢献する研修事業の実施〉

- 宮城県立こども病院出張セミナーを実施することで，若い医師確保や患者搬送に役立つことが期待されることから，今後の拡大継続が望まれる。

**(5) 災害時等における活動**

**〔判定結果〕**

A

**〔判定理由〕**

災害用医薬品や患者用食料の備蓄，災害医療研修会の開催など，災害時等への対応に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

- 災害対策委員会の開催や消防・防災訓練の実施に努めたことは評価できる。
- 大規模災害等に備え，患者用食料7日分，職員用1日分を備蓄した。さらに，職員用に関しては3日分の備蓄に向けて保管場所の整備を行う等，計画的に推進している点を評価する。

**2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**(1) 効率的な業務運営体制の確立**

**〔判定結果〕**

A

**〔判定理由〕**

組織の改正や適正な職員の確保・配置を行い，効率的な業務運営体制の確立に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 運営・管理会議，診療科長会議，部門長会議を定期的で開催し決定事項の周知徹底や現場の声を吸い上げ，業務改善に活かすなど職員参画による病院運営に努めたことは評価できる。

〈職員の配置〉

- 業務量の変化等を踏まえて，適時適切に職員を配置する等，効率的な業務運営体制の確立に努めている点について評価する。

**(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善**

**〔判定結果〕**

A

**〔判定理由〕**

病床コントロールを行い病床の効率的な利用の推進に努めたことや，病病連携や病診連携の推進などにより，新規患者数の増加に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

〈医療資源の有効活用〉

- 病床の効率的な利用の推進が図られており，特にショートステイ及びレスパイトは在宅療養を補うものとして患者，家族に必要とされており，柔軟に対応したことを評価する。

〈収益確保の取組〉

- D P Cワーキンググループを設立して，効果的な運用による診療報酬の確保を目指していることは評価できる。
- 院長・副院長会議でまとめた「病院取組み」の内容について，全職員と共有していることは評価できる。今後とも試行錯誤を繰り返す必要があると思われるが，職員の士気高揚の効果を見定めてほしい。

- 3 予算，収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画 6 剰余金の使途

**〔判定結果〕**

B

**〔判定理由〕**

医業収益が伸びたものの医業費用も膨らみ，経常収支比率がおおむね計画どおりとなったことから，Bと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

- 小児高度専門病院として医業収益の増加，県外患者の積極的な受け入れは評価できる。
- 経常収支比率が100%を超え，目標としている指標を一つクリアした点は評価する。

## 7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

専門性の向上に配慮した人材の確保や人事評価による給与決定に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 高度な専門知識と技術を持った人材の確保及び教育に努めている。
- 必要な医療スタッフを十分確保し、職員のモチベーションも高いことは高く評価できる。

### (2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

職員の健康相談・メンタル相談の実施や院内保育所の整備など、職員の就労環境の整備に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 職務柄、メンタルヘルスの維持向上は大事な視点であり、不調者の悪化防止を意識して取り組んでいること、また、全国平均より離職者が少ないことなどは評価できる。
- 院内保育所の整備は評価できる。環境整備が優秀な人材招聘につながることに期待したい。

### (3) 医療機器・施設整備に関する事項

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

各部署とのヒアリング、医療機器・診療材料検討委員会で審議・

決定を経て適切な整備に努めたことなどから、Aと判定した。

**〔評価委員からの意見，指摘等〕**

- 電子カルテと医療機器の情報連携の推進などは高く評価できる。  
しかし、データ蓄積に伴うサーバーの確保等，データ管理の問題は検討が必要である。また，コンピュータやシステム自体の進歩が著しく，経年劣化が急速に進むことも考えられ，今後の整備計画に反映させることが望ましい。
- 必要な医療機器・施設設備については，助成金の活用などで借入金の低減に努めたことは評価できる。

[ 別 紙 ]

## 地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する 評価の考え方について〈抜粋〉

平成19年1月29日  
一部改正平成28年7月 4日  
一部改正平成30年7月 6日

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取し、県が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

#### (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

#### (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

### 2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

#### (1) 項目別評価

項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

##### ① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

- \*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価する
- \*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する
- \*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する
- \*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する
- \*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する
- \*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する
- \*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。

〈判定基準〉

- 「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている
- 「A」：中期計画・年度計画を上回っている
- 「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している
- 「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている
- 「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要

## (2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

- \*周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか
- \*患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

- \*県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか
- \*目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか
- \*法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

## (3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

- ◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、県へ提出する。
- ◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(1)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

- ◇ 法人からの事業説明などを通じ、法人の自己点検・評価等に対して意見を述べる。
- ◇ 県が作成した評価案に対して、意見を述べる。

③ 県

- ◇ 法人の自己点検・評価等に対する委員会委員の意見を参考に、県としての評価案を作成する。
- ◇ 作成した評価案に対する委員会委員の意見を勘案し、評価を確定させるとともに、評価結果を法人及び委員会に通知し、議会に報告する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
奥 村 秀 定	公益社団法人宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)	
小 山 かほる	公認会計士	
木 村 芳 孝	東北大学大学院医学系研究科・医工学研究科教授	副委員長
郷 内 淳 子	患者・家族の代表	
小 林 康 子	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院 小児科医 (重症心身障害医療センター長)	
土 屋 滋	学校法人東北文化学園大学理事長 兼東北文化学園大学長	委員長
増 子 はるみ	仙台市赤十字病院看護部長	